**岐阜県障がい福祉施設エネルギーコスト削減推進事業費補助金の概要**

【補助対象者】

　　障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助の運営法人

　　（地方公共団体、地方独立行政法人及び独立行政法人を除く。）

【補助対象設備】

　　補助金交付要綱別表２（対象設備一覧）に記載の省エネ設備（更新）で、規格及び概要を満たし、かつ省エネ性能に関する基準を満たすもの

【補助対象経費】

　　補助対象設備の更新に必要な経費

　　（消費税及び地方消費税相当額は除く）

【補助事業実施単位】

　　運営者の単位ごと（１法人ごと）とする

　　なお、施設区分ごとにそれぞれ申請を可とする

【補助率・補助額】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 補助率等 | 補助下限額及び上限額 |
| 障害者支援施設 | １／２ | １法人あたり下限３０万円、上限２００万円 |
| 障害児入所施設 | １／２ | １法人あたり下限３０万円、上限２００万円 |
| 共同生活援助事業所 | １／２ | １法人あたり下限３０万円、上限１００万円 |

　※補助額については、千円未満は切り捨てです。

【申請受付期間】

　　令和６年４月１日（月）から令和６年９月３０日（月）まで

**岐阜県障がい福祉施設エネルギーコスト削減推進事業費補助金Ｑ＆Ａ**

【補助事業への応募に関すること】

　Ｑ１ 補助事業への応募期限は？

　Ａ１ 令和６年９月３０日（月）までに提出してください。

　　　 なお、提出期限時点で、記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申込みを受け付けられない場合があります。

【補助対象者に関すること】

　Ｑ２ 本社が岐阜県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

　Ａ２ 省エネ設備を更新する事業所・施設（以下「事業所等」という）が県内にあれば補助対象者となります。

　Ｑ３ 事業所等が一部住居を兼ねている場合、補助対象事業所等となるのか？

　Ａ３ 事業の用に供する設備が補助対象であることに鑑み、事業の用として明確に当該設備を使用している場合に限り、補助対象事業所等となることができます。

　　　（例：「１階が事業所等、２階が住居」と明確に区分できる場合は、１階部分を補助対象として申請することができます。）

【補助対象事業に関すること】

　Ｑ４ 補助対象となる省エネ設備は？

　Ａ４ 次に掲げる設備が補助対象となる設備です。

　　　　① 空調・換気設備（エアコン、換気装置（熱交換型）、温風暖房機等）

　　　　② ＬＥＤ照明設備（人感センサー付きを含む）（既存設備を新たにＬＥＤ照明設備へ更新する場合に限る。単なる電球等の交換は含まない。）

　　　　③ 冷蔵・冷凍設備（業務用冷蔵・冷凍庫等）

　　　　④ 恒温設備（チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ）

　　　　⑤ 熱電併給設備（高効率コージェネレーション）

　　　　⑥ 電気制御設備（変圧器、産業用モータ）

　　　　⑦ 窓（Low-E複層ガラス、トリプルガラス、真空ガラス）（木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシを含む）

　　　　※ただし、設備ごとに補助要件が異なりますので、詳細は補助金交付要綱別表２を確認してください。

　Ｑ５ 省エネ設備の補助額の算出方法は？

　Ａ５ 補助率等は下記のとおりです。

　　　 補助率　１／２

　　　 下限額　３０万円（補助金額が30万円を下回る場合は、補助対象外）

　　　 上限額　２００万円（障害者支援施設、障害児入所施設）

　　　 　　　　１００万円（共同生活援助事業所）

　　　　＜計算方法＞

　　　　　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

　　　　※事業の実施単位については、Ｑ６もご覧ください。

　Ｑ６ 事業を実施する単位は？

　Ａ６ 事業は、対象施設の区分ごとに実施してください。

　　　 なお 、同一施設区分で補助事業を実施する事業所等が複数所在する場合は、法人単位で複数事業所分をとりまとめて申請してください。同一施設区分で複数の事業所等が所在したとしても、上限額が事業所等の数に応じて引き上がるわけではありませんので、ご注意ください。

　　　【例示】

　複数の障害者支援施設α、β、γを運営している法人Ａが、補助事業をα、βで実施する場合は、申請者は法人Ａとなり、補助額はαとβの合算事業費から求め、上限額・下限額は、この合算事業費から算出した補助額に適用されます。

　Ｑ７ 一法人が施設区分の異なる補助事業を申請することができますか？

　Ａ７ 可能です。

　　　【例示】

　障害者支援施設δ、εと共同生活援助λ、μを運営する法人Ｂが、すべての運営施設で補助事業を実施する場合は、申請者は法人Ｂとなりますが、δとεの障害者支援施設と、λとμの共同生活援助のそれぞれで申請ができます。ただし、それぞれの申請の上限額・下限額は、各施設区分ごとのものが適用されます。この場合、補助額の最大は、障害者支援施設で200万円、共同生活援助で100万円となり、合計300万円となります。

　Ｑ８ 本補助金を活用して、省エネ設備を複数同時に更新することは可能か？

　Ａ８ 可能です。

　　　 ただし、補助下限額及び補助上限額は変わりません。

　　　 また、申請は同一の施設区分単位で１回限りです。

　Ｑ９ 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

　Ａ９ 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

　　　 なお、補助事業の実施にあたっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。

　Ｑ１０ 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

　Ａ１０ 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことをもって、着手とします。

　Ｑ１１ 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

　Ａ１１ 設備等の設置完了と設備設置等を行う施工業者への支払い完了をもって、事業の完了とします。

　　　　 なお、事業の完了は令和７年２月末日までになるよう計画してください。

　Ｑ１２ 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

　Ａ１２ 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。

　Ｑ１３ 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

　Ａ１３ 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

　Ｑ１４ 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

　Ａ１４ 新築又は増築する事業所等に導入する設備は、補助対象となりません。

　Ｑ１５ リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

　Ａ１５ 補助対象となりません。

　Ｑ１６ 事業所等を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

　Ａ１６ 補助対象となりません。

【事務手続に関すること】

　Ｑ１７ 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

　Ａ１７ 補助金の交付については、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

　Ｑ１８ 設備の更新に際して、一般競争入札などにより難い場合はどうすればいいか。

　Ａ１８ 適正な事業費による執行のため、複数の事業者から有効な見積書を徴取してください。

　Ｑ１９ 更新を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した場合は廃棄できないのか？

　Ａ１９ 事業者は、補助事業により取得し、又は更新した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

　　　　 また、処分制限期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。